



3. 交付対象 全ト協の交付用件として下記①～⑥のすべての要件を満たす場合に限り、助成金の交付対象といたします。

- ①当該**会員**事業者が、平成30年(2018年)4月1日以降に、当該運転者を採用していること。
- ②当該運転者は、平成元年(1989年)6月2日以降生まれであること。
- ③当該運転者が、平成30年(2018年)4月1日以降に公安委員会指定自動車教習所等を活用して準中型免許を取得し、その費用の全額を当該事業者が負担していること。
- ④当該運転者が、助成金申請時に大阪府下当該事業者<sup>に</sup>在籍し、運転者として従事していること。
- ⑤当該運転者が、社会保険に加入していること。
- ⑥当該運転者が、国から準中型免許取得に係る助成金を交付されていないこと。

※高等学校新卒者等で、当該会員事業者入社前の在学中(平成30年度中(2018年度中))に、上記準中型免許を取得した場合も対象とします。

4. 申込方法 希望者(事業者)は準中型免許取得、限定解除後に、「準中型免許取得助成申請書」とともに、下記の①～④の添付書類を添えて申請を行ってください。

- ①指定自動車教習所等に支払った費用の領収証の写し
- ②健康保険証の写し
- ③運転免許証の写し (限定解除は両面をお願いします)
- ④在籍していることを確認するもの  
(運転日報・点呼簿・運転者台帳・賃金台帳の写し)

5. お問い合わせ先 (一社)大阪府トラック協会 交通・環境部  
TEL. (06) 6965-4033